

## 1. 気象業務法 抄録

### 第一章 総則

(定義)

**第二条** この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

三～七 （略）

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

### 第二章 観測

(観測に使用する気象測器)

**第九条** 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測

が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

### 第三章 予報及び警報

(予報及び警報)

**第十三条** 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

**第十三条の二** 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報(第十五条の二第一項において「特別警報」という。)をする場合に準用する。

(予報業務の許可)

**第十七条** 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）は、予報業務の目的及び範囲（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）を定めて行う。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。

(許可の基準)

**第十八条** 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

- 一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。
  - 二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受け取ることができる施設及び要員を有するものであること。
  - 三 特定予報業務を行おうとする場合にあつては、第十九条の三の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。
  - 四 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下この号及び第十九条の二において同じ。）の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該業務に係る気象又は地象の予想を行う事業所につき、同条前段の要件を備えることとなつていること。
  - 五 地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該業務に係る地震動、火山現象又は津波の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - 六 気象関連現象予報業務を行おうとする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。
    - イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合 当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
    - ロ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件を備えることとなつていること及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。
- 2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。
- 一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
  - 二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
  - 三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき。
- 3 気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予想の方法が第一項第六号イの技術

上の基準に適合するものであることについて、砂防又は水防に関する事務を行う国土交通大臣に協議しなければならない。

(変更認可)

**第十九条** 許可を受けた者が第十七条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(気象予報士の設置及び業務)

**第十九条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該気象又は地象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

- 一 気象又は地象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者
- 二 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うもの

(特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者の説明義務)

**第十九条の三** 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。

(警報事項の伝達)

**第二十条** 許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

(業務改善命令)

**第二十条の二** 気象庁長官は、許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

**第二十一条** 気象庁長官は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

(予報業務の休廃止)

**第二十二条** 許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

(警報の制限)

**第二十三条** 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

### 第三章の二 気象予報士

(登録)

**第二十四条の二十** 気象予報士となる資格を有する者が気象予報士となるには、気象庁長官の登録を受けなければならない。

### 第四章 (略)

### 第五章 (略)

### 第六章 雑則

(許可等の条件)

**第四十条の二** 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告及び検査)

**第四十一条** 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により許可を受けた者又は第七条第一項の船舶に対し、それらの行う気象業務に関し、報告させることができる。

#### 2・3 (略)

- 4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により許可を受けた者若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者の事業所若しくは観測を

行う場所又は第七条第一項の船舶に立ち入り、気象記録、気象測器その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5～7 (略)

## 第七章 罰則

**第四十六条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の規定に違反したとき。
- 二 第十七条第一項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行つたとき。
- 三 第十九条の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的又は範囲を変更したとき。
- 四 第十九条の二後段の規定に違反して気象予報士以外の者に現象の予想を行わせたとき。
- 五 第二十一条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
- 六 第二十三条の規定に違反して警報をしたとき。
- 七 (略)

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の二（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
- 二 第三十八条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 三 第四十一条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第四十一条第四項又は第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

**第四十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第五十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 (略)

**別表**(第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)(平一五法九六・追加)

気象測器	測定器及び設備	
温度計	測定器	電気式温度計
	設備	恒温検査槽
気圧計	測定器	電気式気圧計
	設備	圧力検査装置
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計
	設備	湿度検査槽
風速計	測定器	超音波式風速計 ピトー管 差圧計
	設備	風洞
日射計	測定器	電気式日射計
雨量計	測定器	ビュレット
雪量計	測定器	長さ計

## 2. 気象業務法施行規則 抄録

### 第二章 観測

#### (確認の申請)

**第七条の二** 法第九条第二項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲
  - 二 補完観測施設及び本観測施設の明細
  - 三 補完観測及び本観測の種目
  - 四 補完観測が本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがない旨
  - 五 補完観測の成果を使用して行う現象の予想の精度又は補完観測及び本観測の成果の予報業務への使用方法
- 2 気象庁長官は、前項に規定するもののほか確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

### 第三章 予報及び警報

#### (予報業務の許可の申請)

**第十条** 法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 予報業務の目的
  - 三 予報業務の範囲
    - イ 予報の種類
    - ロ 対象としようとする区域
    - ハ 火山現象の予報にあつては、対象としようとする火山
    - ニ 気象関連現象予報業務にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
  - 四 予報業務の開始の予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業所ごとの次に掲げる事項に関する予報業務計画書
    - イ 予報業務を行おうとする事業所の名称及び所在地
    - ロ 予報事項及び発表の時刻
    - ハ 収集しようとする予報資料の内容及びその方法
    - ニ 現象の予想の方法
    - ホ 気象庁の警報事項を受ける方法
  - 二 次のいずれかに該当する者にあつては、事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録



番号を記載した書類

- イ 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。第十一条の二第一項において同じ。）の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者
  - ロ 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者（イに掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行おうとするもの
- 三 事業所ごとに予報業務に従事する要員の配置の状況及び勤務の交替の概要を記載した書類
- 四 予報業務のための観測を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項（補完観測に係るものを除く。）を記載した書類（観測施設について法第六条第三項前段の規定により届出がなされている場合にあつては、その旨を記載した書類）
- イ 観測施設の所在地
  - ロ 観測施設の明細
  - ハ 観測の種目及び時刻
- 五 事業所ごとに次に掲げる施設の概要を記載した書類
- イ 予報資料の収集及び解析の施設
  - ロ 気象庁の警報事項を受ける施設
- 六 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者にあつては、事業所ごとに次に掲げる事項に関する計画書
- イ 特定予報業務に関する説明を行う施設の概要
  - ロ 特定予報業務に関する説明を行う要員の配置の状況
  - ハ 特定予報業務に関する説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置
- 七 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ロ 役員の名簿
- 八 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
- イ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
  - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿
- 九 個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十三条第二項第二号において同じ。）の写し又はこれに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 十 法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類
- 3 前項の規定にかかわらず、法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、気象庁が住民基

本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。）から当該許可を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、前項第八号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 4 気象庁長官は、第二項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

（技術上の基準）

**第十条の二** 法第十八条第一項第五号及び第六号イの国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 地震動の予想の方法に係る基準

イ 気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻、震度その他の地震動の状況を予想するものであること。

ロ イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。

二 火山現象の予想の方法に係る基準

イ 火山現象に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における噴火、降灰等の火山現象を予想するものであること。

ロ イの予想は、予報の業務の対象とする火山の活動の特性に応じた物理的方法、化学的方法その他の科学的な方法により行うものであること。

三 津波の予想の方法に係る基準

イ 気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置、地震の規模及び津波の観測の成果に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における津波の到達時刻、高さその他の津波の状況を予想するものであること。

ロ イの予想は、津波に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法により行うものであること。

四 土砂崩れの予想の方法に係る基準

イ 土砂崩れに関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における土砂崩れの発生その他の土砂崩れの状況を予想するものであること。

ロ イの予報資料に係る気象の予想は、次のいずれかに該当するものであること。

（1）気象庁が行う気象の予想

（2）気象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者が行う気象の予想

（3）気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者が当該気象関連現象予報業務のために行う気象の予想

ハ イの予想は、土砂崩れに関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

#### 五 高潮の予想の方法に係る基準

- イ 高潮に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における潮位その他の高潮の状況を予想するものであること。
- ロ 前号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
- ハ イの予想は、高潮に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

#### 六 波浪の予想の方法に係る基準

- イ 波浪に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における波の高さ、周期及び波の向きを予想するものであること。
- ロ 第四号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
- ハ イの予想は、波浪に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

#### 七 洪水の予想の方法に係る基準

- イ 洪水に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における水位、流量、氾濫により浸水する区域又はその水深その他の洪水の状況を予想するものであること。
- ロ 第四号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
- ハ イの予想は、洪水に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

(予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請)

**第十一条** 法第十九条第一項の規定により予報業務の目的又は範囲の変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項
- 三 変更の予定日
- 四 変更を必要とする理由

- 2 前項の申請書には、第十条第二項第一号から第六号までに掲げる書類のうち予報業務の目的又は範囲の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 3 気象庁長官は、前項に規定するもののほか認可のため必要な書類の提出を求めることができる。

(気象予報士の設置の基準)

**第十一条の二** 法第十九条の二各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、

予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。

一日当たりの現象の予想を行う時間	人員
八時間以下の時間	二人
八時間を超え十六時間以下の時間	三人
十六時間を超える時間	四人

- 2 法第十七条第一項の許可を受けた者は、前項の規定に抵触するに至った事業所（当該抵触後も気象予報士が一人以上置かれているものに限る。）があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

（特定予報業務に関する説明）

**第十一条の三** 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法を含む。）により、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものを含む。）を用いて説明しなければならない。

- 一 法第十九条の三の規定の趣旨
  - 二 法第十七条第一項の許可を受けた者の予報であること。
  - 三 気象庁の予報事項と異なる予報事項となる場合があること。
  - 四 現象の予想の精度
  - 五 現象の予想を行う場合に仮定する条件及び考慮する施設に関する情報
  - 六 当該特定予報業務の対象とする区域
  - 七 当該特定予報業務の対象とする期間
  - 八 当該特定予報業務に係る予報事項の発表の時刻
  - 九 当該特定予報業務を利用しようとする者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置
  - 十 前各号に掲げるもののほか、予報の利用に当たつて留意すべき事項
- 2 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、前項の説明を行った場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を、前項の書面又は電磁的記録とともに、二年間保存しなければならない。
- 一 説明を行った年月日時
  - 二 説明を行った者及び当該特定予報業務を利用しようとする者の氏名

### 三 説明の方法

### 四 当該特定予報業務の利用が開始される年月日時

(予報業務の休廃止の届出)

**第十二条** 法第二十二条の規定により、予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止（廃止）届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 休止又は廃止した予報業務の範囲
- 三 休止又は廃止の日及び休止の場合にあつては、その予定期間
- 四 休止又は廃止を必要とした理由

(予報事項等の記録)

**第十二条の二** 法第十七条第一項の許可を受けた者は、予報業務を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。

- 一 予報事項の内容及び発表の時刻
- 二 法第十九条の二各号のいずれかに該当する者にあつては、予報事項に係る現象の予想を行つた気象予報士の氏名
- 三 気象庁の警報事項の利用者への伝達の状況（当該許可を受けた予報業務の目的及び範囲に係るものに限る。）

## 第四章 (略)

## 第五章 (略)

## 第六章 (略)

## 第七章 (略)

## 第八章 雑則

(許可等の条件)

**第四十九条の二** 法第十七条第一項の許可又は法第十九条第一項の認可には、次に掲げる事項に関して必要な条件を付することができる。

- 一 気象庁の注意報に係る予報事項、台風の予報事項その他の事項の伝達に関する事。
- 二 前号に掲げるもののほか、予報業務の適確な遂行のために必要な事項に関する事。

(報告)

**第五十条** 法第七条第一項の船舶及び法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたと

きは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合

五 法第十七条第一項の許可を受けた法人にあつては、定款若しくは寄附行為又は役員に変更があつた場合

六 第十条第二項第一号(二を除く。)から第六号まで又は第四十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

七 第十条第二項第一号二の記載事項を変更しようとする場合

八 法第二十条の二(法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令を実施した場合

2 前項の報告は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める時期に行わなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 報告事由の発生した後三十日以内

二 前項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合 報告事由の発生した後遅滞なく

三 前項第七号に掲げる場合 変更の予定日の三十日前まで

3 (略)

4 第一項第四号から第八号までの報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 報告事項

三 報告事由の発生の日(第一項第七号の報告にあつては、変更の予定日)

5 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第一項第六号の報告(第十条第二項第四号又は第四十七条第二項第二号に係るものに限る。)を省略することができる。